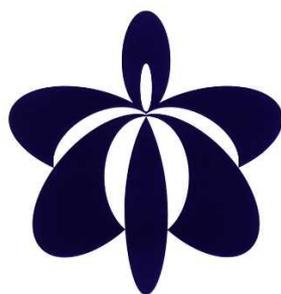


由利本莊市国土強靱化地域計画



令和2年8月策定

令和3年8月改訂

令和6年12月改訂

【 目 次 】

第1章	由利本荘市国土強靱化の基本的考え方	
1	計画策定の趣旨及び位置付け	1
2	計画の策定手順等	1
3	基本目標	2
4	事前に備えるべき目標	2
5	基本的な方針	3
	(1) 由利本荘市国土強靱化の取組姿勢	3
	(2) 適切な施策の組み合わせ	3
	(3) 効率的な施策の推進	3
	(4) 地域の特性に応じた施策の推進	4
第2章	脆弱性評価	
1	評価の枠組み及び手順	5
	(1) 想定するリスク	5
	(2) 起きてはならない最悪の事態	6
	(3) 施策分野	8
	(4) 評価の実施手順	8
2	評価結果のポイント	11
第3章	由利本荘市国土強靱化の推進方針	
1	起きてはならない最悪の事態を 回避するための推進方針	15
2	施策分野ごとの推進方針	22
第4章	計画の推進・進捗管理	
1	施策の重点化	31
2	重点施策の選定	31
3	推進体制と不断の見直し	40

(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

(別紙2) 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

(別紙3) 重点事業一覧表

第1章 由利本荘市国土強靱化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨及び位置付け

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、国においては、基本法に基づき、平成26年6月、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

基本法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」とあります。

また、同法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

本計画は、基本法の理念にのっとり、「いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」等の基本目標のもと、同法第13条に定める「国土強靱化地域計画」として策定したものであり、今後は、本市の国土強靱化に係る各種計画等の指針となるものです。

なお、本計画が対象とする期間は令和2年度から令和7年度までとします。

2 計画の策定手順等

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順に従って作成しました。

【策定手順】

STEP 1	【地域を強靱化する上での目標の明確化】 地域を強靱化する上での①「基本目標」、②「事前に備えるべき目標」及び③「基本的な方針」を設定
STEP 2	【起きてはならない最悪の事態、強靱化施策分野の設定】 本市の①「リスク」（大規模自然災害）、②「起きてはならない最悪の事態」及び③強靱化「施策分野」を設定
STEP 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 本市のリスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価

STEP 4	【リスクへの対応方策の検討】 起きてはならない最悪の事態を回避するための「推進方針」の検討
STEP 5	【対応方策について重点化】 「推進方針」について、重要性、進捗状況等を踏まえ重点施策を選定

3 基本目標【STEP 1-①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本市の将来を描く上で極めて重要です。このため、本市における強靱化を推進する上での「基本目標」を、国の基本計画及び県の地域計画を参考に、次のとおり設定しました。

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
 - ④ 迅速に復旧復興がなされる
- とともに、本計画の推進を通じて

- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

4 事前に備えるべき目標【STEP 1-②】

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靱化基本計画を参考に、次のとおり設定しました。

いかなる事態が発生しても、

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5 基本的な方針【STEP1-③】

本県は、進学・就職期を中心とする若者の県外流出とそれに伴う少子高齢化・過疎化の進行により、大潟村を除くすべての県内市町村が、2040年時点で、20～39歳の女性人口が半減する、いわゆる「消滅可能性都市」とみなされています。（平成26年5月、民間研究機関「日本創成会議」が発表）本市の国土強靱化を推進する上で、最大の懸案である人口問題に関する各施策とは当然にして整合性が必要であり、また地方創生の各施策とは密接な連携が必要です。

これらを一体的に含有し、社会資本や社会経済システム等を強靱化するとともに、地域の活性化、快適な生活空間・環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、基本目標を踏まえ、本市の強靱化を次の方針に基づき推進します。

（1）由利本荘市国土強靱化の取組姿勢

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、あらゆる側面から現状を分析し、取組にあたる
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野をもって取組にあたる
- ③ 大局的・システム的な視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取組にあたる

（2）適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

（3）効率的な施策の推進

- ① 行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、市の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各
地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本市が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP 2-①】

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画においては、国の基本計画と同様、市内で起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

市内で起こりうる具体的な災害としては、日本海沖で発生する大規模地震・津波、陸域の活断層による内陸直下型地震、鳥海山の噴火、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

自然災害	過去の主な被害状況等
地震・津波	<p>【過去の主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none">○「日本海中部地震」(M7.7) 昭和58年5月発生 死者83人(うち79人が地震直後の大津波による) 負傷者265人、住家全壊・流失1,132棟ほか <p>【秋田県地震被害想定調査(平成25年8月)による想定】</p> <ul style="list-style-type: none">○海域A(M7.9程度) 日本海中部地震(M7.7)等を参考○海域B(M7.9程度) 佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定○海域C(M7.5程度) 新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定○海域A+B (M8.5程度)○海域B+C (M8.3程度)○海域A+B+C (M8.7程度)
直下型地震	<p>【過去の被害】</p> <ul style="list-style-type: none">○「陸羽地震」(M7.2) 明治29年8月発生 「横手盆地東縁断層帯」の活動により発生 死者205人、負傷者736人、潰住家4,738棟

	<p>○「強首地震」(M7. 1) 大正3年3月発生 死者94人、負傷者324人、住家の全壊640棟 【秋田県地震被害想定調査(平成25年8月)による想定】</p> <p>○「震源域：北由利断層」(M7. 3) 死者748人、負傷者3,551人、建物の全壊12,014棟</p>
火山噴火	<p>【直近の活動】</p> <p>○鳥海山・・・昭和49年噴火 昭和62年地震活動</p>
風水害・土砂災害	<p>【過去の主な被害】</p> <p>○「平成23年6月23～24日の洪水」 床上浸水32棟、床下浸水88棟、農地1,347ha被災、鮎川堤防決壊 市道、河川、林道等多数被災 避難勧告695世帯・1,940人ほか</p> <p>○「平成24年4月3～4日の暴風」 最大瞬間風速40m/秒 負傷者3人 住家被害560棟、非住家・公共施設被害66棟、農業施設800カ所被災 市内全域約3万戸で停電ほか</p> <p>○「平成29年7月22日からの大雨」 住家床上浸水18棟、住家床下浸水58棟、非住家浸水51棟 農地312.57ha被災 土砂崩れ、道路冠水、路面崩落等多数被災 避難指示1,093世帯・3,045人 避難勧告788世帯・2,106人ほか</p> <p>○「令和6年7月24日からの大雨」 子吉川堤防越水、石沢川堤防決壊、久保田川越水 等 死者1名、住家床上浸水38棟、住家床下浸水53棟、住家土砂流入8棟 非住家浸水54棟、 水稻等冠水被害879.21ha、農地・農業用施設被害3,434箇所 道路被害548箇所、河川被害192箇所 概算被害額 約226億円 緊急安全確保1,251世帯・3,326人 避難指示11,218世帯・27,791人</p>
雪害	<p>【過去の主な被害】</p> <p>○「平成23年豪雪」 死者1人、負傷者22人 住家62棟・非住家62棟被災</p> <p>○「平成24年豪雪」 百宅で一時積雪4m超 死者2人、負傷者19人 住家・非住家10棟被災</p>

(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP2-②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う(基本法第17条第3項)とされており、国の基本計画を参考に、積雪寒冷地である本市の地域特性等を考慮して、7つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる29の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 大規模津波等による死傷者の発生 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺 2-6 被災地における感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 農林水産業の停滞
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-4 土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野【STEP 2-③】

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靱化基本計画に定める12の個別政策分野及び3つの横断分野を参考に、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能等
- ② インフラ・住環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー・情報通信
- ⑤ 国土保全・交通・物流
- ⑥ 農林水産・環境

【横断的分野】

- ⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション
- ⑧ 老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

なお、本市では、「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定」】

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	○耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する ○建築物等の倒壊により被害が拡大する ○家具類の転倒により負傷する ○火災から逃げ遅れる
1-2 大規模津波等による死傷者の発生	○堤防や護岸等のインフラが被害を受ける ○津波到達までに逃げ切れない
1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○河川堤防など構造物が損傷する ○浸水地域に要救助者が取り残される

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○火山噴火等の情報が伝達されない ○市民や登山者が噴火に巻き込まれる ○住家が火山泥流に巻き込まれる ○土石流や崖崩れに巻き込まれる
1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○道路が雪で交通不能になる ○雪下ろしによる死傷者が多数発生する
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の情報が途絶する ○被災現場の情報が届かない ○住民へ情報伝達ができない
1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の遅れにより死傷者が発生する
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する ○救援物資が届かない
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立地区の被害状況を把握できない ○孤立状態が解消できない
2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁舎等の被災等により応急活動機能を喪失する ○応急活動を行う人員が不足する
2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者が避難所の場所を把握していない ○災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する ○避難所等が被災して使用できない ○避難所において良好な生活環境を確保できない ○避難所外の避難者を把握できない
2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設が機能を喪失する ○医薬品等を確保できない
2-6 被災地における感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所で感染症が集団発生する ○被災地の衛生環境が悪化する
3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○業務が継続できない ○市庁舎等が倒壊する ○市庁舎等が停電する
4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○道路網等が寸断される ○港湾施設の機能が停止する ○鉄道施設の機能が停止する

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模かつ長期にわたり停電する ○石油類燃料が確保できない ○長期にわたりガス供給機能が停止する
4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道機能が停止する ○消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される
4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道機能が停止する ○集落排水施設の機能が停止する ○浄化槽の機能が停止する ○し尿処理が滞る
4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> ○信号機が全面停止する
4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の企業活動が停止する
5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> ○誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等が発生する ○大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等が発生する
5-3 農林水産業の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業施設等の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する
6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ため池が決壊又は機能不全に陥る ○ダム、防災施設等が損壊又は機能不全に陥る
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する
7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理が滞る
7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に建設事業者の協力が得られない ○災害ボランティアの受入れが円滑に進まない
7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に地域コミュニティ機能が減退する
7-4 土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が円滑に進まない

2 評価結果のポイント【STEP3】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」を別紙1に整理しました。評価結果のポイントは、次のとおりです。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」を回避するため、住宅や公共特定建築物(※)等の耐震化を促進する必要があります。また、施設等の利用者の安全確保はもちろん、災害時の避難所としての利用を想定し、施設の耐震化や適切な維持修繕、改修を促進する必要があります。

※特定建築物：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物

最悪の事態1-2 「大規模津波等による死傷者の発生」を回避するため、堤防等の耐震化や海岸保全施設の整備・老朽化対策等を推進する必要があります。また、津波ハザードマップの更新や津波避難計画を策定していく必要があります。

最悪の事態1-3 「集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川・ダム関連施設の老朽化対策を推進する必要があります。また、洪水・高潮ハザードマップ及び避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害、高潮災害)を更新していく必要があります。

最悪の事態1-4 「大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生」を回避するため、火山防災協議会へ参画し火山災害対策を進めるとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する必要があります。また、火山ハザードマップや避難計画を更新していくとともに、土砂災害警戒区域等の周知のほか、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)を更新していく必要があります。

最悪の事態1-5 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設整備により冬期の円滑な交通確保を図る必要があるほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発を図る必要があります。

最悪の事態1-6 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、防災関係機関等において、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制を強化するほか、防災行政無線

や登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を拡充する必要があります。

最悪の事態 1-7 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、県との共同備蓄品目の計画的な更新を行うほか、民間事業者等との物資調達協定の締結や災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を強化する必要があります。

最悪の事態 2-2 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進する必要があるほか、孤立するおそれのある地区の現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を促進する必要があります。

最悪の事態 2-3 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防施設や消防車両を含む消防設備等の計画的な整備、非常用発電機等の設置により災害時にも機能維持が可能となる対策を促進する必要があります。

また、消防団員の確保のため、広報活動を行う必要があるほか、消防団協力事業所の認定等の取組を促進する必要があります。

最悪の事態 2-4 「多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足」を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の周知を強化していく必要があるほか、車中泊など避難所外への避難者の健康対策等を進める必要があります。また、避難所等の利用学校や公民館、社会福祉施設等施設において、必要な防災機能の整備や施設の改修を促進する必要があります。

最悪の事態 2-5 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」を回避するため、災害拠点病院の業務継続体制の強化、災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を図る必要があります。

最悪の事態 2-6 「被災地における感染症等の大規模発生」を回避するため、平時から感染症予防対策として予防接種を促進する必要があるほか、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する必要があります。

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、BCP（業務継続計画）を更新し周知していく必要があります。

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 「地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、道路、港湾、鉄道等の各施設について、計画的な整備や耐震化及び老朽化対策を進める必要があります。

最悪の事態 4-2 「電気、石油、ガスの供給機能の停止」を回避するため、各ライフライン事業者に関連施設及び設備の耐震化等の対策を要請するほか、石油類燃料の確保については、業界団体等との協定に基づく協力体制を強化する必要があります。

最悪の事態 4-3 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を促進する必要があります。また、より安定した定住環境を整えるため、水道水利用のための施設整備を進める必要があります。

最悪の事態 4-4 「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設の老朽化対策を計画的に推進するとともに、集落排水施設の老朽化対策、合併浄化槽への転換等を促進する必要があります。

最悪の事態 4-5 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を進める必要があります。

最悪の事態 4-6 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」を回避するため、通信施設等の設備を強化していく必要があります。

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 「サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞」を回避するため、市内企業等のBCP（業務継続計画）策定を促進する必要があります。

最悪の事態 5-2 「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、誘致企業

や大規模商業施設等のBCP（業務継続計画）策定を促進する必要があります。

最悪の事態5-3 「農林水産業の停滞」を回避するため、農林水産業生産基盤等の耐震化及び老朽化対策を推進する必要があります。

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態6-1 「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、ため池のハザードマップ作成や各関連施設等の老朽化対策を強化・推進する必要があります。

最悪の事態6-2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、農地・農業水利施設の保安全管理、森林整備、林道施設維持整備、治山対策や鳥獣被害防止対策を推進する必要があります。

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態7-1 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害廃棄物処理計画の更新など災害時の処理体制の構築等を強化していく必要があります。

最悪の事態7-2 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害対応に不可欠な建設関係団体との連携を強化していくとともに、災害ボランティアの受け入れ体制等を構築する必要があります。

最悪の事態7-3 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、自主防災組織や消防団活動、除排雪作業を行う共助組織など地域住民が主体となって行う活動や、要配慮者世帯等への除雪ボランティア派遣等の支援体制を強化する必要があります。

最悪の事態7-4 「土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、地籍調査を推進する必要があります。

第3章 由利本荘市国土強靱化の推進方針【STEP4】

第2章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて、本市が取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び、「施策分野」ごとの推進方針の概要は次のとおりです。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の詳細は別紙2のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ①住宅・公共特定建築物の耐震化
- ②市営住宅の耐震化等
- ③学校施設の耐震化
- ④病院の耐震化
- ⑤社会福祉施設等の耐震化
- ⑥指定文化財・史跡の耐震化

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

- ⑦空き家対策
- ⑧都市基盤の整備

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

- ⑨家具類の固定など室内安全対策

「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

- ⑩住宅用火災警報器の設置

最悪の事態1-2 大規模津波等による死傷者の発生

「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針

- ①海岸保全施設等の整備・管理
- ②河川堤防等の耐震化
- ③海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策
- ④漁港施設の老朽化対策

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

- ⑤津波ハザードマップの更新・周知
- ⑥津波避難計画の策定

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

- ①河川改修等の治水対策
- ②河川・ダム関連施設の老朽化対策

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

- ③洪水ハザードマップの更新
- ④避難指示等の発令基準等の更新（水害、高潮災害）

最悪の事態 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「火山噴火等の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針

- ①火山防災協議会による火山災害対策

「市民や登山者が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- （再掲） 1-4 ①（火山防災協議会による火山災害対策）

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- （再掲） 1-4 ①（火山防災協議会による火山災害対策）

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ②土砂災害対策施設の整備
- ③土砂災害対策施設の老朽化対策
- ④土砂災害警戒区域等の指定
- ⑤土砂災害ハザードマップの更新・周知
- ⑥避難指示等の発令基準等の更新（土砂災害）

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

- ①道路除雪等による冬期の交通確保

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ②雪下ろし事故防止対策

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ①関係行政機関等による情報共有体制の強化
- ②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化
- ③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

- ④可搬型画像システムによる災害情報の収集

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ⑤Jアラートによる情報伝達

- ⑥複数の情報伝達手段の整備等
- ⑦民放ラジオ難聴解消
- ⑧避難指示等の発令基準等の策定・更新
 - (再掲) 1-2⑥(津波避難計画の策定)
 - (再掲) 1-3④(避難指示等の発令基準等の更新(水害、高潮災害))
 - (再掲) 1-4①(火山防災協議会による火山災害対策)
 - (再掲) 1-4⑥(避難指示等の発令基準等の更新(土砂災害))

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ①自主防災活動の充実・強化
- ②地域の防災・避難訓練の実施
- ③防災講座の充実
- ④学校における防災教育の充実
- ⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- ①県との共同備蓄物資の整備
- ②民間事業者との物資調達協定の締結

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- ③自助による備蓄の促進
- ④避難所への備蓄の促進
- ⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
- ⑥物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ①孤立するおそれのある地区の現状把握
- ②通信手段の確保

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

- ③孤立予防対策
 - (再掲) 1-3①(河川改修等の治水対策)
 - (再掲) 1-4②(土砂災害対策施設の整備)
 - (再掲) 4-1②(道路施設の老朽化対策)
 - (再掲) 4-1③(道路の防災対策)

④自家発電機など電力の確保

⑤緊急物資の備蓄

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎等の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①消防施設等の計画的な整備

②消防施設における燃料の確保

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

③消防団への加入促進

④消防団員の技術力の向上

⑤津波災害時の消防団員の安全確保

⑥緊急消防援助隊の計画的な整備

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等

②福祉避難所の指定

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

③帰宅困難者支援に関する協定の締結

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

④学校、公民館、社会福祉施設等施設の防災機能の強化

⑤都市公園における避難場所機能の確保

「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針

⑥避難所における生活環境の整備

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①災害拠点病院の業務継続体制の強化

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備

最悪の事態 2-6 被災地における感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

①平時からの感染症予防対策の強化

「被災地の衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針

②健康危機管理能力の向上

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

- ①市の業務継続体制の強化

「市庁舎等が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ②市庁舎等の耐震性の強化
- ③執務環境の整備

「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針

- ④停電時の行政機能の確保
- ⑤非常用電源等の確保
- ⑥職員の対応能力の維持・向上

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

「道路網等が寸断される」ことを回避するための推進方針

- ①幹線道路等の整備
- ②道路施設の老朽化対策
- ③道路の防災対策

「港湾施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④港湾施設の耐震化
- ⑤港湾施設の老朽化対策

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑥第三セクター鉄道の施設整備
- ⑦駅周辺の施設等整備

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

- ①電力施設・設備の強化 ※東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

- ②災害時における石油類燃料の確保（秋田県石油商業組合本荘由利支部との協定）

「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ③都市ガス供給施設・設備の強化

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①水道施設の耐震化
- ②水道における業務継続体制の強化
- ③水道水利用のための施設整備の推進

「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針

- ④消火栓の老朽化対策と消防水利の耐震化

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①下水道施設の老朽化対策
- ②下水道における業務継続体制の強化

「集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ③集落排水施設の老朽化対策

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④合併処理浄化槽への促進

「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ⑤し尿処理等の協力体制の構築

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

- ①停電時の信号機減灯対策 ※秋田県警察本部

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①電話施設・設備の強化 ※東日本電信電話株式会社 秋田支店
- ②携帯電話設備の信頼性向上 ※携帯電話事業者

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①企業等における業務継続体制の強化

最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

- ①誘致企業における業務継続体制の強化
- ②化学消火薬剤の貯蔵

「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

- ③大規模商業施設等における業務継続体制の強化

最悪の事態 5-3 農林水産業の停滞

「農林水産業施設等の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針

- ①農林水産業生産基盤の耐震化
- ②農林水産業生産基盤の老朽化対策

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

「ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ①ため池ハザードマップの整備
- ②農業用ため池の整備

「ダム、防災施設等が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ③ダム、防災関連施設の老朽化対策
(再掲) 1-3② (河川・ダム関連施設の老朽化対策)

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

- ①農業・農村の多面的機能の確保
- ②農地・農業水利施設の保全管理
- ③森林整備
- ④林道施設維持整備
- ⑤治山対策
- ⑥鳥獣被害防止

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築
- ②災害廃棄物の処理体制の整備

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ①災害対応に不可欠な建設業との連携

「災害ボランティアの受入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針

- ②災害ボランティアセンターの設置・運営

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

- ①共助組織の立ち上げ支援（除雪ボランティア等）

- ②自主防災活動の充実・強化

（再掲） 1-7 ①（自主防災活動の充実・強化）

- ③消防団への加入促進

（再掲） 2-3 ③（消防団への加入促進）

最悪の事態 7-4 土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害後の復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避するための推進方針

- ①地籍調査事業の推進

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

1) 行政機能等

行政機能

- 「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針
 - ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定等【2-4 ①】
 - ・福祉避難所の指定【2-4 ②】
- 「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・帰宅困難者支援に関する協定の締結【2-4 ③】
- 「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難所における生活環境の整備【2-4 ⑥】
- 「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【2-4 ⑦】
- 「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針
 - ・市の業務継続体制の強化【3-1 ①】
- 「市庁舎等が倒壊する」ことを回避するための推進方針
 - ・市庁舎等の耐震性の強化【3-1 ②】
 - ・執務環境の整備【3-1 ③】

○「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針

- ・ 停電時の行政機能の確保【3-1④】
- ・ 非常用電源等の確保【3-1⑤】
- ・ 職員の対応能力の維持・向上【3-1⑥】

○「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ・ し尿処理等の協力体制の構築【4-4⑤】

情報通信

○「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ・ 関係行政機関等による情報共有体制の強化【1-6①】
- ・ 秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化【1-6②】
- ・ 秋田県情報集約発信システムによる情報収集・伝達手段の確保【1-6③】

○「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

- ・ 可搬型画像システムによる災害情報の収集【1-6④】

○「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ・ Jアラートによる情報伝達【1-6⑤】
- ・ 複数の情報伝達手段の整備等【1-6⑥】
- ・ 民放ラジオ難聴解消【1-6⑦】

訓練・普及啓発

○「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ・ 自主防災活動の充実・強化【1-7①】
- ・ 地域の防災・避難訓練の実施【1-7②】
- ・ 防災講座の充実【1-7③】
- ・ 学校における防災教育の充実【1-7④】
- ・ 多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-7⑤】

消 防

○「消防庁舎等の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ・ 消防施設等の計画的な整備【2-3①】
- ・ 消防施設における燃料の確保【2-3②】

○「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

- ・ 消防団への加入促進【2-3③】
- ・ 消防団員の技術力の向上【2-3④】
- ・ 津波災害時の消防団員の安全確保【2-3⑤】
- ・ 緊急消防援助隊の計画的な整備【2-3⑥】

○「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針

- ・ 消火栓の老朽化対策と消防水利の耐震化【4-3④】

警察

- 「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 停電時の信号機減灯対策【４－５①】

2) インフラ・住環境

- 「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」を回避するための推進方針
 - ・ 住宅・公共特定建築物の耐震化【１－１①】
 - ・ 市営住宅の耐震化等【１－１②】
 - ・ 学校施設の耐震化【１－１③】
 - ・ 病院の耐震化【１－１④】
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化【１－１⑤】
 - ・ 指定文化財・史跡の耐震化【１－１⑥】
- 「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 空き家対策【１－１⑦】
 - ・ 都市基盤の整備【１－１⑧】
- 「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 家具類の固定など室内安全対策【１－１⑨】
- 「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 住宅用火災警報器の設置【１－１⑩】
- 「市民や登山者が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・ (再掲) １－４① (火山防災協議会による火山災害対策)
- 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 雪下ろし事故防止対策【１－５②】
- 「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 学校、公民館、社会福祉施設等施設の防災機能の強化【２－４④】
- 「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 水道施設の耐震化【４－３①】
 - ・ 水道における業務継続体制の強化【４－３②】
 - ・ 水道水利用のための施設整備の推進【４－３③】
- 「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 下水道施設の老朽化対策【４－４①】
 - ・ 下水道における業務継続体制の強化【４－４②】
- 「集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 集落排水施設の老朽化対策【４－４③】
- 「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 合併処理浄化槽への促進【４－４④】

- 「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 共助組織の立ち上げ支援（除雪ボランティア等）【7-3①】
 - ・ (再掲) 1-7①（自主防災活動の充実・強化）
 - ・ (再掲) 2-3③（消防団への加入促進）

3) 保健医療・福祉

- 「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害拠点病院の業務継続体制の強化【2-5①】
- 「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備【2-5②】
- 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 平時からの感染症予防対策の強化【2-6①】
- 「被災地の衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 健康危機管理能力の向上【2-6②】
- 「災害ボランティアの受入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営【7-2②】

4) 産業・エネルギー・情報通信

- 「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 電力施設・設備の強化【4-2①】※東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社
- 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時における石油類燃料の確保（秋田県石油商業組合本荘由利支部との協定）【4-2②】
- 「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 都市ガス供給施設・設備の強化【4-2③】
- 「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 電話施設・設備の強化【4-6①】※東日本電信電話株式会社 秋田支店
 - ・ 携帯電話設備の信頼性向上【4-6②】※携帯電話事業者
- 「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 企業等における業務継続体制の強化【5-1①】
- 「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 誘致企業における業務継続体制の強化【5-2①】
 - ・ 化学消火薬剤の貯蔵【5-2②】
- 「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 大規模商業施設等における業務継続体制の強化【5-2③】

5) 国土保全・交通・物流

- 「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針
 - ・ 海岸保全施設等の整備・管理【1-2①】
 - ・ 河川堤防等の耐震化【1-2②】
 - ・ 海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策【1-2③】
 - ・ 漁港施設の老朽化対策【1-2④】
- 「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 津波ハザードマップの更新・周知【1-2⑤】
 - ・ 津波避難計画の策定【1-2⑥】
- 「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 河川改修等の治水対策【1-3①】
 - ・ 河川・ダム関連施設の老朽化対策【1-3②】
- 「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針
 - ・ 洪水ハザードマップの更新【1-3③】
 - ・ 避難指示等の発令基準等の更新（水害、高潮災害）【1-3④】
- 「火山噴火等の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 火山防災協議会による火山災害対策【1-4①】
- 「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・ （再掲）1-4①（火山防災協議会による火山災害対策）
- 「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 土砂災害対策施設の整備【1-4②】
 - ・ 土砂災害対策施設の老朽化対策【1-4③】
 - ・ 土砂災害警戒区域等の指定【1-4④】
 - ・ 土砂災害ハザードマップの更新・周知【1-4⑤】
 - ・ 避難指示等の発令基準等の更新（土砂災害）【1-4⑥】
- 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 道路除雪等による冬期の交通確保【1-5①】
- 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難指示等の発令基準等の策定・更新【1-6⑧】
 - （再掲）1-2⑥（津波避難計画の策定）
 - （再掲）1-3④（避難指示等の発令基準等の更新（水害、高潮災害））
 - （再掲）1-4⑥（避難指示等の発令基準等の更新（土砂災害））
- 「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 県との共同備蓄物資の整備【2-1①】
 - ・ 民間事業者との物資調達協定の締結【2-1②】

- 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 自助による備蓄の促進【2-1③】
 - ・ 避難所への備蓄の促進【2-1④】
 - ・ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結【2-1⑤】
 - ・ 物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用【2-1⑥】
- 「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 孤立するおそれのある地区の現状把握【2-2①】
 - ・ 通信手段の確保【2-2②】
- 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 孤立予防対策【2-2③】
 - (再掲) 1-3① (河川改修等の治水対策)
 - (再掲) 1-4② (土砂災害対策施設の整備)
 - (再掲) 4-1② (道路施設の老朽化対策)
 - (再掲) 4-1③ (道路の防災対策)
 - ・ 自家発電機など電力の確保【2-2④】
 - ・ 緊急物資の備蓄【2-2⑤】
- 「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 都市公園における避難場所機能の確保【2-4⑤】
- 「道路網等が寸断される」ことを回避するための推進方針
 - ・ 幹線道路等の整備【4-1①】
 - ・ 道路施設の老朽化対策【4-1②】
 - ・ 道路の防災対策【4-1③】
- 「港湾施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 港湾施設の耐震化【4-1④】
 - ・ 港湾施設の老朽化対策【4-1⑤】
- 「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 第三セクター鉄道の施設整備【4-1⑥】
 - ・ 駅周辺の施設等整備【4-1⑦】
- 「ダム、防災施設等が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・ ダム・防災関連施設の老朽化対策【6-1③】
 - (再掲) 1-3② (河川・ダム関連施設の老朽化対策)
- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 治山対策【6-2⑤】
- 「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害対応に不可欠な建設業との連携【7-2①】
- 「土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が円滑に進まない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 地籍調査事業の推進【7-4①】

6) 農林水産・環境

- 「農林水産業施設等の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針
 - ・農林水産業生産基盤の耐震化【5-3①】
 - ・農林水産業生産基盤の老朽化対策【5-3②】
- 「ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・ため池ハザードマップの整備【6-1①】
 - ・農業用ため池の整備【6-1②】
- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・農業・農村の多面的機能の確保【6-2①】
 - ・農地・農業水利施設の保全管理【6-2②】
 - ・森林整備【6-2③】
 - ・林道施設維持整備【6-2④】
 - ・鳥獣被害防止【6-2⑥】
- 「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築【7-1①】
 - ・災害廃棄物の処理体制の整備【7-1②】

(2) 横断的分野

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、国の基本計画を参考に、本市の横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」に該当する施策を再掲します。

7) 地域づくり・リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難勧告等の判断基準の策定

(津波)

- ・津波ハザードマップの更新・周知【1-2⑤】
- ・津波避難計画の策定【1-2⑥】

(水害・高潮災害)

- ・洪水ハザードマップの更新【1-3③】
- ・避難指示等の発令基準等の更新（水害、高潮災害）【1-3④】

(火山の噴火等)

- ・火山防災協議会による火山災害対策【1-4①】

(土砂災害)

- ・土砂災害警戒区域等の指定【1-4④】

- ・土砂災害ハザードマップの更新・周知【1-4⑤】
- ・避難指示等の発令基準等の更新（土砂災害）【1-4⑥】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

- ・自主防災活動の充実・強化【1-7①】
- ・地域の防災・避難訓練の実施【1-7②】
- ・防災講座の充実【1-7③】
- ・学校における防災教育の充実【1-7④】
- ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-7⑤】
- ・自助による備蓄の促進【2-1③】
- ・避難所への備蓄の促進【2-1④】
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営【7-2②】

消防団

- ・消防団への加入促進【2-3③】
- ・消防団員の技術力の向上【2-3④】

コミュニティ

- ・孤立するおそれのある地区の現状把握【2-2①】
- ・通信手段の確保【2-2②】 ※孤立地区対策
- ・自家発電機など電力の確保【2-2④】 ※孤立地区対策
- ・緊急物資の備蓄【2-2⑤】 ※孤立地区対策
- ・共助組織の立ち上げ支援（除雪ボランティア等）【7-3①】

8) 老朽化対策

各施設の老朽化対策

- ・海岸保全施設（建設海岸）【1-2③】
- ・漁港施設【1-2④】
- ・河川・ダム関連施設【1-3②】
- ・土砂災害対策施設【1-4③】
- ・学校、公民館、社会福祉施設等施設【2-4④】
- ・都市公園施設【2-4⑤】
- ・市庁舎等【3-1②】
- ・道路施設【4-1②】
- ・港湾施設【4-1⑤】
- ・水道施設【4-3①】
- ・消火栓【4-3④】

- ・下水道施設【4－4①】
- ・集落排水施設【4－4③】
- ・農林水産業生産基盤【5－3②】
- ・農業用ため池【6－1②】
- ・ダム、防災関連施設【6－1③】
- ・農業水利施設【6－2②】

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化

限られた資源の中で、本市の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。本市では、国の基本計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

【施策重点化の視点】

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	指標の目標値に照らし、どの程度進捗しているか

2 重点施策の選定【STEP 5】

第2章「脆弱性評価結果のポイント」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第3章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態」ごとに重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られますが、本計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

(1) **大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生**を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を促進します。

- 本市における住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を継続して実施するほか、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者等を減少させるため、住宅用火災警報器設置等の普及啓発を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 学校、公共特定建築物、社会福祉施設等について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の避難所としての利用を想定し、今後も施設の耐震化や適切な維持修繕、改修を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》住宅の耐震化率 90.7% (R5) ⇒95% (R7)

《指標》公共特定建築物の耐震化率 98.8% (R5) ⇒100% (R7)

《指標》住宅用火災警報器の設置率 79.3% (R6) ⇒85% (R7)

(2) **大規模津波等による死傷者の発生**を回避するため、国や県に働きかけ、海岸保全施設等の耐震化、老朽化対策を促進します。また、津波ハザードマップの更新や津波避難計画の策定を推進します。

○ 津波遡上の可能性がある河川について、堤防の嵩上げや耐震化等の対策を促進します。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○ 河川、海岸、漁港施設について、老朽化対策を計画的に促進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○ 津波ハザードマップの更新・周知及び、津波避難計画の策定を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》海岸保全施設等の老朽化対策等の促進

《指標》津波ハザードマップの更新

《指標》津波避難計画の策定

(3) **集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川・ダム関連施設の老朽化対策を推進します。また、洪水ハザードマップや避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）」について、必要に応じて更新をしていきます。

○ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河川改修等の治水対策を進めるとともに、河川・ダム関連施設について、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○ 「想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」を踏まえた洪水ハザードマップに更新し周知していきます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○ 避難指示等の発令基準等を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害・高潮災害）」について、指針等の改定等に合わせ更新していきます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定

《指標》洪水ハザードマップの更新

《指標》避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害・高潮災害）の更新

(4) **大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生**を回避するため、火山防災協議会へ参画し火山災害対策を進めるとともに、土砂災害対策施設の整備・老朽化対策を県と連携しながら推進します。また、土砂災害ハザードマップ及び避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）について、必要に応じて更新します。

○ 国・県・市町村・関係機関・専門家等で構成する「鳥海山火山防災協議会」に参画します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- 土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを更新し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 避難指示等の発令基準等を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」について、必要に応じて更新し、周知します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》土砂災害ハザードマップの更新

《指標》避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の更新

- (5) **暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**を回避するため、計画的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図るほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発を図ります。
- 計画的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進し、冬期の円滑な交通確保を図ります。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 屋根の雪下ろしなど除排雪作業中の安全対策の徹底について、啓発を図ります。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》除雪計画の見直し 毎年実施

- (6) **情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、防災関係機関において、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」による迅速・確実な情報伝達体制の強化を図るほか、防災行政無線や登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を強化します。
- 秋田県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年 4 月運用開始）の確実な運用のため、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】
 - Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、県と市町村等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】
 - 住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、IP告知放送など多様化を進めており、今後も複数の伝達手段の整備に努めます。【施策分野①行政機能等】

《指標》秋田県総合防災情報システム等の操作訓練の定期実施

《指標》複数の情報伝達手段の整備 整備済み

- (7) **防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図ります。
- 地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成や活動の強化を働きかけます。【施策分野①行政機能等】

- 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育を推進します。【施策分野①行政機能等】

《指標》 自主防災組織率 90.4% (R5) ⇒ 93.2% (R7)

《指標》 防災訓練をする学校の割合 100% (R1) ⇒ 維持

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

- (1) **被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**を回避するため、県との「共同備蓄品目」備蓄の計画的な更新をするほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を推進します。

- 県との「共同備蓄物資」(19品目)について、備蓄目標量は達成しており、今後は賞味期限のある食料・飲料水等を計画的に更新します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 災害時の物資輸送、保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結により、物流の実効性を高める取組を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》 県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み

《指標》 災害時における物資の供給に関する協定の締結 締結済み ⇒ 随時拡充

《指標》 避難所に物資を備蓄している避難所数 68 施設 ⇒ 必要に応じ拡充

《指標》 物流事業者との物資輸送等に関する協定の締結 締結済み ⇒ 随時拡充

- (2) **多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生**を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進するとともに、孤立するおそれのある地区の現状把握や通信手段・電力・備蓄物資の確保等の予防対策を推進します。

- 孤立するおそれのある地区の現状把握のほか、孤立時に必要となる通信手段の確保、発電機の配備、物資の備蓄等の予防対策を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策・防災対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- (3) **消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**を回避するため、消防施設や消防車両を含む消防設備等の計画的な整備、非常用発電機等の設置により災害時にも機能維持が可能となる対策を促進します。

また、消防団員の確保のため、広報活動を行うほか、消防団協力事業所の認定等の取組を促進します。

- 消防施設等の計画的な整備や自家発電設備の設置等により、災害時にも機能維持が可能となる対策を促進します。【施策分野①行政機能等】
- 消防団員の確保のため、広報活動を行うほか、消防団協力事業所の認定等の取り組みを促進します。【施策分野①行政機能等】

《指標》 消防団員数の条例定数充足率 88.9% (R6) ⇒ 90% (R7)
 《指標》 消防団協力事業所数 52 事業所 (R6) ⇒ 55 事業所 (R7)
 《指標》 由利本荘市消防団震災対応マニュアル H24 策定済み

- (4) **多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足**を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の周知等を強化するほか、福祉避難所の拡充、避難所等の施設の機能の整備や改修、車中泊など避難所外の場所に滞在する避難者への情報提供などの対策を進めます。
- 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、防災マップを作成するなど周知を図ります。【施策分野①行政機能等】
 - 学校や公民館、社会福祉施設等において、災害時の避難所としての利用を想定し、必要な防災機能の整備や施設の改修を促進する必要があります。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》 指定緊急避難場所・指定避難所 指定済み ⇒ 随時拡充
 《指標》 福祉避難所 指定済み ⇒ 随時拡充
 《指標》 避難所開設・運営マニュアルの策定 策定済み ⇒ 更新

- (5) **医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺**を回避するため、被災地における円滑な医療救護活動のための体制の構築等を推進します。
- 災害拠点病院である由利組合総合病院は、災害時の優先業務や職員等参集、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における病院業務継続計画」を整備するとともに、被災状況を想定した研修・訓練を実施します。【施策分野③保健医療・福祉】
 - 県では、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力のもと、災害の初動期以降に必要な医薬品・医療機器の流通備蓄を行っています。【施策分野③保健医療・福祉】
- (6) **被災地における感染症等の大規模発生**を回避するため、平時から感染症予防対策として予防接種を促進するほか、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。
- 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進するほか、予防知識の普及啓発に努めます。【施策分野③保健医療・福祉】
 - 衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。【施策分野③保健医療・福祉】

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- (1) **行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下**を回避するため、BCP（業務継続計画）を必要に応じて更新し周知を図ります。
- BCP（業務継続計画）は策定済みであるが、必要に応じて更新し、周知していきます。【施策分野①行政機能等】
 - 行政機関の機能不全は、事後の迅速な復旧復興の観点からも極めて重要であるため、今後も計画的な維持修繕に努めます。【施策分野①行政機能等】

《指標》BCP（業務継続計画）の策定 策定済み

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- (1) **地域交通ネットワークが分断する事態**を回避するため、道路等の各施設について、計画的な整備、耐震化などの防災対策及び老朽化対策を推進します。
- 災害時に重要な役割を担う幹線道路等の整備、橋梁の耐震補強などの道路の防災対策・老朽化対策を推進し、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 港湾・漁港・鉄道など、災害時にも重要な役割を担う各施設について、耐震化などの防災対策のほか、老朽化対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》道路整備プログラムの策定

《指標》橋梁等の長寿命化計画の策定

- (2) **電気、石油、ガスの供給機能の停止**を回避するため、民間ライフライン事業者による関連施設の耐震化等の予防対策を要請するほか、災害時における石油類燃料の確保について、業界団体等との協力体制の強化に向けた取組を推進します。
- 石油類燃料の確保にあたっては、供給協定を締結している業界団体との災害時を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図ります。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
 - 都市ガス供給施設・設備については、老朽化対策と併せ、耐震化を推進します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

《指標》都市ガス導管（幹線）の耐震化率 99.3%（R5）⇒ 94.9%（R7）達成済

- (3) **上水道等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、施設の老朽化対策と併せ、計画的な耐震化を促進します。
- 上水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めます。【施策分野②インフラ・住環境】

- より安定した定住環境を整えるため、鳥海ダムを安定水源とし、水道水利用のための施設整備を進めます。【施策分野②インフラ・住環境】
- 消火栓の老朽化対策と消防水利の耐震化を計画的に進めます。【施策分野①行政機能等】

《指標》上水道施設耐震化率 41.1% (R5) ⇒ 86.7% (R10)

《指標》基幹管路（幹線）耐震化率 18.8% (R5) ⇒ 48.8% (R10)

- (4) **汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、下水道施設、集落排水施設の老朽化対策を計画的に推進するとともに、合併処理浄化槽への転換等を促進します。
- 下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき老朽化対策を進めます。【施策分野②インフラ・住環境】
 - 老朽化した集落排水施設の機能診断の早期実施と、診断に基づく対策等の計画的実施を促進します。【施策分野②インフラ・住環境】
 - 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備と併せ、合併処理浄化槽の設置を促進します。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》下水道施設のストックマネジメント計画の策定

《指標》合併処理浄化槽整備事業費補助 1897基 (R5) ⇒ 2193基 (R7)

- (5) **信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進します。
- 県警察本部では、災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備を推進します。【施策分野①行政機能等】
- (6) **電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**を回避するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

- (1) **サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞**を回避するため、市内企業のBCP（業務継続計画）の策定を促進します。
- BCP（業務継続計画）策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
- (2) **重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**を回避するため、誘致企業や大規模商業施設のBCP（業務継続計画）策定を促進するほか、化学消火薬剤を備蓄します。
- 市内誘致企業及び大規模商業施設のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、

計画の必要性について普及啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

- 天然エネルギー資源の開発施設など重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄するほか、定期更新します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

《指標》化学消火薬剤の現在備蓄量 2,000 リットルの定期更新

- (3) **農林水産業の停滞**を回避するため、農林水産業生産基盤の耐震化及び老朽化対策を推進します。

- 農林水産業の関係機関と連携を図り、集荷施設や荷捌所、漁港等、生産基盤の耐震化を推進するほか、施設の適正な維持管理や整備を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》由利本荘市水産物供給基盤機能保全計画

2 漁港（道川漁港、西目漁港）策定済み ⇒ 更新

2 漁港（本荘漁港、松ヶ崎漁港）策定済み⇒更新

《指標》農道施設（橋梁）点検診断の実施と個別施設計画の更新

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

- (1) **ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生**を回避するため、防災重点ため池のハザードマップの作成やため池、ダム・防災関連施設の老朽化対策を推進します。

- 防災重点ため池のハザードマップ作成のほか、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池について、県と連携しながら補修・補強等を進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》ため池ハザードマップ作成 防災重点ため池 288 箇所

《指標》老朽ため池の補修・補強等の実施の促進

- (2) **農地・森林等の荒廃による被害の拡大**を回避するため、農業水利施設の保全管理や森林整備、林道施設維持整備、治山対策を推進します。

- 基幹的農業水利施設について、機能診断等の上、施設の長寿命化対策を推進します。

【施策分野⑥農林水産・環境】

- 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】

- 経年劣化に伴う林道施設（トンネル・橋梁）について、林道施設長寿命化計画（個別施設計画）荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備とともに、山地災害危険地区の周知により補修・機能強化等の対策を適切に実施します。【施策分野⑥農林水産・環境】

- 荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備とともに、山地災害危険地区の周知

を進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃の防止のため、被害防止活動の推進や被害防止設備の整備を進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》農地・農業水利施設等の長寿命化対策の推進
《指標》林道施設長寿命化計画の作成 作成済み (H31)
《指標》治山施設の整備促進
《指標》鳥獣被害防止対策協議会の設置

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- (1) **災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態**を回避するため、災害廃棄物処理計画により、災害時の迅速な処理体制の構築等を図ります。
 - 災害が発生した場合、県と連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を図ります。【施策分野⑥農林水産・環境】
- (2) **復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、建設関係団体との連携を強化するとともに、大規模災害発生時における災害ボランティア受入体制の構築を促進します。
 - 災害時における応急対策に関する協定を締結している建設関係団体との連携を強化していきます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 大規模災害時に災害ボランティアを混乱なく受け入れ、効果的な支援活動が行われるよう、由利本荘市社会福祉協議会等と協働し体制整備に努めます。【施策分野③保健医療・福祉】

《指標》由利本荘市建設業協会と「災害時における応急対策業務等に関する協定」
締結済み

- (3) **地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や消防団への加入促進のほか、地域住民が主体となって除排雪作業を行う共助組織の立ち上げ支援等の取組を推進します。
 - 地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げ等を支援します。【施策分野②インフラ・住環境】
 - **再掲** 地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成や活動の強化を働きかけます。【施策分野①行政機能等】
 - **再掲** 消防団員の確保のため、広報活動を行うほか、消防団協力事業所の認定等の取組みを促進します。【施策分野①行政機能等】

(4) **土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、地籍調査事業を推進します。

○ 地籍調査の早期完了に向けて各関係分野との調整を行い効率的な事業を推進します。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

3 推進体制と不断の見直し

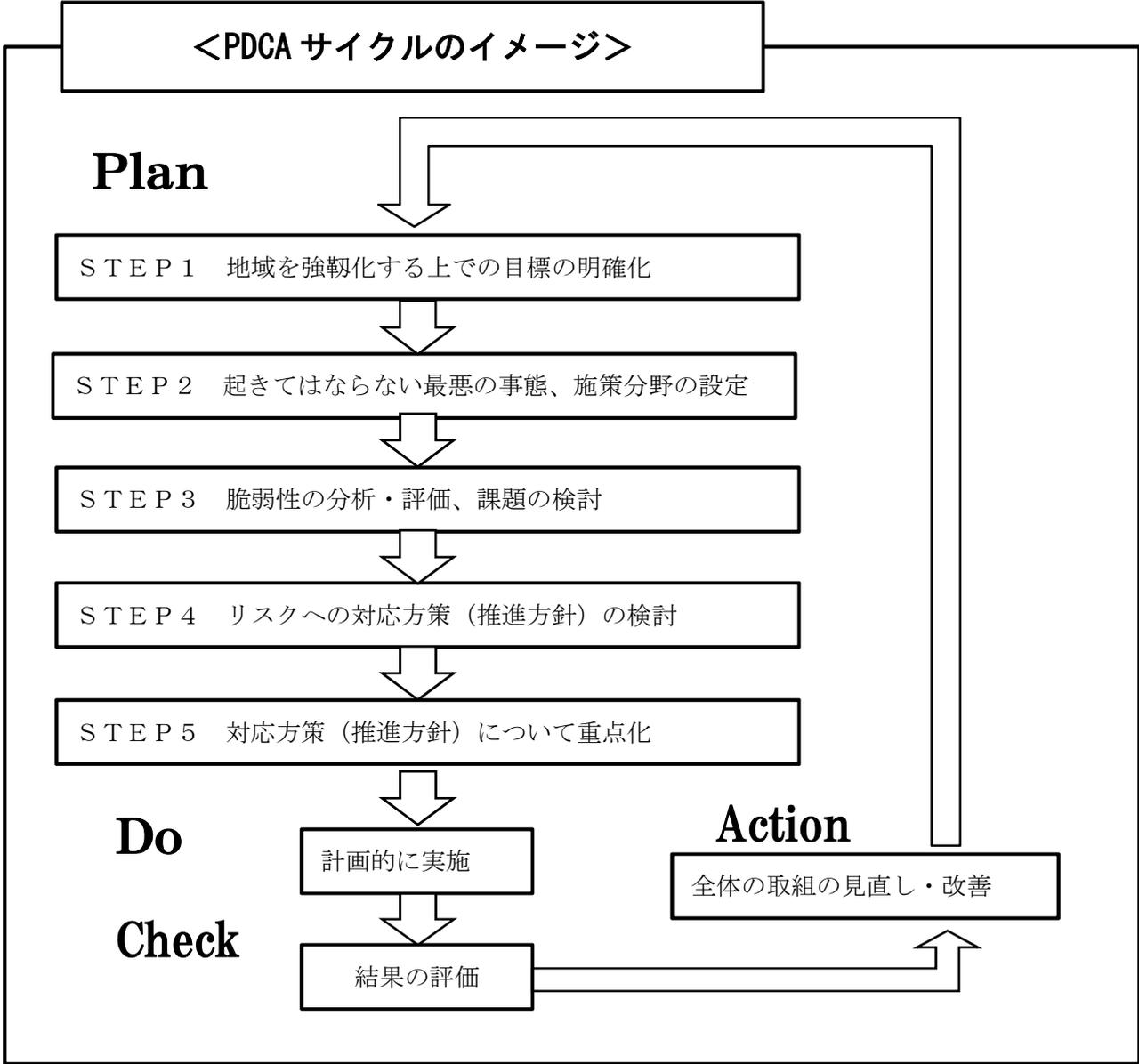
計画の推進にあたっては、第3章の「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国・県の関係機関、民間事業者・団体と連携して本計画を着実に推進するものとします。

また、関係部局による進捗管理のもと、意見を聴取しながら、必要に応じて施策や指標等の見直し等も適宜行うこととします。

本計画の推進期間は、本市の将来像を見据えつつ令和6年度までとし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、PDCAサイクルを繰り返す（次の①→②→③→④→⑤→①…）ことにより、本計画を推進します。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② 起きてはならない最悪の事態と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

本市の国土強靱化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加えるものとします。



由利本荘市国土強靱化地域計画
(令和2年8月策定、令和3年8月改訂、令和6年12月改訂)

秋田県由利本荘市

〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17番地
